

## 串間市児童発達支援等利用者負担額助成実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2に規定する児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）を利用する児童の保護者の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的として、保護者が支払うべき利用等に要する費用の一部を助成（以下「助成」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び法に基づく政令、省令、命令等に定めるところによる。

### (助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、串間市に住所を有する者で、かつ、満3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「対象児童」という。）について、市から法第21条の5の5に基づく障害児通所給付又は特例障害児通所給付費の支給の決定を受けている保護者とする。

### (助成の対象となる額)

第4条 助成の対象となる額は、対象児童について、法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費が支給される場合における当該対象児童に係る法第21条の5の3第2項第2号の規定による額（以下「利用者負担額」という。）とする。ただし、当該利用者負担額について、他の法令その他の規定により給付を受けることができるときは、当該利用者負担額からその給付による額を減じた額を助成する。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする保護者は、対象児童に係る串間市児童福祉法施行細則（平成24年串間市規則第17号。以下「規則」という。）第7条第1項に規定する支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書又は同条第2項に規定する障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書の提出をもって、助成の申請を行ったものとする。

### (助成の認定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を行った者について、法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費等の支給を行うことを認定した場合は、対象児童について助成を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を行うことを認定したときは、前条の規定による申請を行った者に対し、対象児童の規則第5条第2項に規定する通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付するときに、その予備欄に「市独自助成対象」と記載することにより通知するものとする。

### (認定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条第2項の規定による記載を行った通所受給者証の交付を受けた対象者（以下「認定対象者」という。）が第4条に規定する対象者でなくなったときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、規則第12条に規定する支給決定取消通知書による通知をもって、助成の認定の取消しを行ったものとする。

3 市長は、保護者が偽りその他不正の手段により助成の認定を受け、又は助成を受けたときは、助成の認定を取り消し、又は既に助成を受けた額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成の支払い方法)

第8条 市長は、認定対象者が、法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費の支給を受けた場合に、利用者負担額を当該障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を提供した事業者に対し支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定対象者が法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費の支給を受けた場合において、当該障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援について利用者負担額を事業者に支払ったときは、市長は、認定対象者に利用者負担額相当額を支払うことにより助成を行うことができる。この場合において、対象者は児童発達支援等利用者負担額請求書(別記様式)に支払いを行ったことを確認できる領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

3 前項の場合において、市長は、対象者が支払いを行った額を確認するため、事業者に自己負担額の支払いに係る請求書又は領収書の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

串間市長 宛て

児童発達支援等利用者負担額請求書

私は、串間市児童発達支援等利用者負担額助成実施要綱第8条第2項の規定に基づき、児童発達支援事業所等利用者負担額の助成について、次のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

1. 通所給付決定保護者（請求者）

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	児童 との 続柄	
氏 名	(記名押印又は署名)				
居 住 地	電話：				

2. 給付決定に係る児童

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	受給者 証番号	
氏 名					

3. 請求の内訳（※1）

利用事業所名	利用月	利用者負担額
	年 月利用分	円

※1 支払額を確認できる領収書の写しを添付してください。

4. 振込先（※2）

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
銀行・信用金庫 支店	口座番号						
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)						

※2 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。